

全学教職課程運営委員会要項

平成 20 年 5 月 22 日 制 定
令和 5 年 9 月 5 日 最終改正

(趣旨及び設置)

第1 教職課程の運営や教職指導等について全学的に責任を持って行うため、教務委員会の下に全学教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の編成に関すること
- (2) 教職課程のカリキュラムの検証と改善に関すること
- (3) 教職実践演習の実施と評価に関すること
- (4) 教職指導の企画・立案・実施に関すること
- (5) 教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力に関すること
- (6) 教育職員免許状取得コースに関すること
- (7) 教職課程の自己点検・評価方法の検討に関すること
- (8) その他教員養成に関すること

(組織)

第3 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 教育学部選出評議員 1名
- (2) 各学部教務委員長 各 1 名
- (3) 学務課長 1名
- (4) 学務課教育学部担当職員 1名
- (5) 学務課職員 1名
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、前条第1項（1）の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その予め指定する委員が、臨時に、委員長の職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

2 この要項施行後、最初に任命される委員の任期は、第3第2項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正要項は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要項は平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この改正要項は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要項は令和 5 年 9 月 5 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。